

(検診) 歯科検診<独自>

平成17年10月1日より平成18年3月31日までの期間に申請のあった実例を参考にして、下記のとおり運用ルールを変更させていただきます。 <補助率 90% 上限 2,000点>

(1) 補助金対象となる検診料

- ・健康保険証を持参し、かかりつけ歯科医に「歯科検診を受けたい」といって受診した1日目に請求された代金を、補助金の対象とします。

<治療行為(例:歯垢・歯石除去等)が含まれている・いないを問わない>

但し、支払金額の中に歯ブラシ、デンタルフロス等の物品購入代金が含まれる場合は、その分は対象外とします。

- ・2日目以降は、純粋な治療行為に当たりますので、対象外とします。

<理由>

下段の(注)にあげる「**歯科検診とみなされる内容**」が歯科検診とみなされ、

歯垢・歯石除去などは治療行為にあたるので、歯科検診とみなすことはできませんが、

①歯科検診だけの領収書を作れない歯科医が大半である

②実態として、治療(歯垢・歯石除去など)をしないで済む人はごく少数である

<初日から検診だけでなく、治療行為が含まれてしまう>

という、現状を鑑みて、当組合では初日に受診された内容を歯科検診とみなします。

(2) 申請の対象者

- ・被保険者、被扶養者(中学生以上のみ)
- ・歯科検診<独自>の補助金の申請は、一人当たり年2回(受検間隔6ヶ月以上が条件)

(3) 補助金申請の方法

(1) 検診を受けた日に代金を支払い、領収書を受け取る

※領収書には、受診者名、支払金額、内容(歯科検診等)、病院名が記載されていること。

(2) 健保組合HPの補助金申請画面で補助金申請をする。

<任意継続加入者は、補助金申請書、補助金申請書(支払確認貼付用)をダウンロードする。>

※領収書に物品購入代金が含まれている場合には、物品代金を差し引いた金額を入力してください

(3) 「補助金申請書(支払確認)」に領収書を貼付して健保組合へ送付する。

(4) 支払金額の90%を補助金として支給。(上限 2,000点)

(注) 「**歯科検診とみなされる内容**」

- ・虫歯のチェック
- ・歯周病のチェック
- ・歯垢、歯石のチェック <除去はなし>
- ・歯並びとかみ合わせのチェック
- ・ブラッシング、デンタル・フロスの指導

以上

(変更履歴)

- ①:平成18年4月1日: 補助対象となる検診料を診察1日目とするよう改定
- ②:平成27年4月1日: 補助率の指定なしから補助率90%に改定